

新型コロナ感染拡大防止のための県民の皆さまへの
メッセージ動画や、感染症の解説動画を県庁HPで公開中!
動画を参考に、感染防止対策の継続をお願いします!



動画は随時更新!

申請方法

主たる事業所の所在地を管轄する商工会議所または商工会(青森県商工会連合会)の事業継続支援金事務局宛てに申請書等を郵送してください(到着確認の問い合わせには応じかねるため、必要に応じ、簡易書留などの方法で郵送してください)

名称	管轄地域	
各商工会議所	青森	青森市(浪岡地区を除く)
	弘前	弘前市(岩木地区、相馬地区を除く)
	八戸	八戸市(南郷地区を除く)
	黒石	黒石市
	五所川原	五所川原市(金木地区、市浦地区を除く)
	十和田	十和田市(十和田湖地区を除く)
むつ	むつ市(川内地区、大畑地区、脇野沢地区を除く)	
最寄りの商工会	上記以外	

事業者の皆さまへ

7/26(月)申請受付開始!

中小企業者等事業継続支援金

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、1年以上にわたり幅広い業種において極めて厳しい経営環境が続いていることから、事業継続に意欲的に取り組む事業者の皆さまに支援金を給付します。

支給対象

2021年3月31日以前から事業を営んでいる、幅広い方々が対象です!

法人	株式会社、有限会社、合同会社、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、企業組合、事業協同組合など
個人事業主	商店、飲食店、旅館、理・美容院、農家、漁師、個人タクシー、露天商など

- ※製造、卸小売、建設、農林・漁業、宿泊、サービス、医療・福祉など幅広い業種が対象
- ※国の一時支援金や月次支援金の給付を受けた事業者も対象
- ※大企業や宗教団体、法人格を持たない任意団体などは対象外



申請書

県庁ホームページからダウンロードしていただくか、県庁正面玄関受付、県合同庁舎、各商工会議所*および各商工会*で入手できます ※平日のみ

そのほかの提出書類

税の申告を確認できる書類、事業収入が確認できる書類、事業継続意思が確認できる書類、誓約書など

支給要件

- ①事業収入に伴う税の申告をしており、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響により2021年1月から6月の間で連続する2か月(農林・漁業を営む事業者は連続する3か月)の合計事業収入が基準年(2019年または2020年)の同期比で30%以上減少していること
- ②現に事業活動を行っており、今後も事業活動を継続する意思があること
- ③基準年における年間の事業収入が、法人60万円以上、個人事業主30万円以上であること

受付期間 令和3年

給付額

法人

個人事業主

- ※定額
- ※支給は1事業者1回限り

60万円 30万円

7/26~10/31

※10月31日当日消印有効

お問い合わせ
電話相談窓口

☎0120-740-361 (通話料無料)
平日9:00~17:00 ※7/23(祝)~7/25(日)は受け付けます

詳しくは 青森県 事業継続支援金